

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成25年12月11日棄却・不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年12月1日判決、本資料261号-234・順号11824)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年11月29日判決、本資料262号-249・順号12099)

決 定

上告人兼申立人	株式会社Q
同代表者代表取締役	丁
同訴訟代理人弁護士	国谷 史朗 松井 衡 若林 元伸 高槻 史
同補佐人税理士	辻井 賢博
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

上記当事者間の大阪高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号法人税更正処分等取消請求事件について、同裁判所が平成24年11月29日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな

い。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成25年12月11日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小貫 芳信

裁判官 千葉 勝美

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸